

# 西大和カトリックセンター小教区評議会規約

## [名称]

### 第 1 条

この会は、「西大和カトリックセンター小教区評議会」と称する。(以下「評議会」という)

## [目的]

### 第 2 条

「評議会」の目的は、西大和カトリックセンター（以下、「センター」という）がカトリックの普遍教会、および京都司教区の教えと方針に一致したビジョンを持ち、また奈良地区南部ブロック共同宣教司牧ブロック会議（以下、奈良南部ブロック会議という）で決定された宣教司牧計画に従い、福音宣教する共同体になるという『共同宣教司牧』を目的とし、教会の運営と諮問機関の役割を果たすために活動する。

## [主宰]

### 第 3 条

「評議会」は、京都教区司教から任命された、奈良南部ブロック担当司祭団（以下、「担当司祭団」という）が主宰する。場合によっては、司教から任命された修道者がこれに含まれる。

## [評議員]

### 第 4 条

「評議会」の「評議員」は、次の者によって構成される。

- ① 信徒の代表として選出された「役員」（第 5 条を参考）
- ② 各活動部会の代表者（第 7 条を参考）
- ③ 各地区委員
- ④ その他のグループの代表者（第 8 条を参考）

## [役員]

### 第 5 条

役員は、3名とする。

5-2

役員は、2年間とする。なお、辞任1年間は立候補できない。

5-3

毎年3月に、次期役員を選出する。ただし、3名の内少なくとも1名は留任する。

5-4

20歳以上の信徒は、司祭団の承認を受けた上で、候補者として立候補することができる。

5-5

多数の候補者の場合は、20歳以上の信徒が参加する選挙によって役員を選ぶこととする。

5-6

役員は司祭団の承認によって任命される。

5-7

役員の仕事を行えない場合は、担当司祭団の承認のもと、任務途中で辞職できるものとする。その場合、後任の役員は、前役員の残りの任期で任務にあたるものとする。が、途中辞める場合、司祭団はその人の任期まで奉仕する代理を任命する。

5-8

- ①「役員」は、ブロック担当司祭団と共に、小教区における『共同宣教司牧』のチームとなって、小教区全体の運営について調整する。
- ②「小教区評議会」の会合の準備、議事運営、記録等を行う。
- ③小教区の代表として、「ブロック会議」や「地区協議会」に派遣される。

5-9

評議会会合の議題を準備し、会合の議事録を作成する。(第9条の9-3を参考)

#### [他の評議員]

##### 第6条

役員以外の評議員の任期は1年間とし、最長3年まで就任することができる。辞任1年後、再度就任することができる。

#### [部会]

##### 第7条

部会とは、評議会において、審議、決定されたセンターの方針に従い、センターの名において公的に行う諸事業の推進、実行や奉仕業務遂行のため設けられる会をいい、次の部会を設ける。

7-2

センターでは、5つの部会がある。それは、「典礼部」、「広報部」、「施設管理部」、「財務部」、「教育部」である。以上の部会以外に、センターの必要に応じて、任意の部会を設けることができる。

7-3

「財務部」に関しては、ブロック担当司祭団と役員が相談し、司祭団が指名する。

7-4

「財務部」以外は、毎年4月1日に信徒誰でもが自由に部会に入ることができる。信徒は入った同じ部会で、すくなくとも1年間の奉仕をすることとする。

7-5

各部会は、その部会の会員数に応じて代表者の人数を決める。なお、部会の業務分掌は別に定めて公示する。

#### [任意団体]

##### 第8条

任意団体とは、信徒の自発的な意志により、センターが福音宣教する共同体になるという『共同宣教司牧』目的のために、センター内の親睦、交流や奉仕に役立つと判断し、且つ、評議会が設立を承認した団体をいう。

#### [会合]

##### 第9条

評議会の開催(定例、臨時とも)は司祭団が招集する

9-2

議長は、役員の中から選び、奈良南部ブロックの司祭団に任命される。

9-3

書記は、役員の中から選び、奈良南部ブロックの司祭団に任命される。  
なお、評議会会合の議事録を作成し、小教区の信徒に知らせる。

#### [審議事項]

##### 第 10 条

- ① 小教区の宣教司牧に関する基本方針（長期、短期）の作成。
- ② 小教区の宣教司牧方針に基づく年間行事の決定。
- ③ 予算と決算の承認、および予算外の支出の承認。
- ④ 必要な部会、委員、任意団体等の設置、改変に関する事項。
- ⑤ 各部会の提案を審議し、承認し、活動を監督すること。
- ⑥ 小教区と奈良南部ブロック会議、カトリック奈良協議会との関係の調整。
- ⑦ 小教区評議会の規約の変更。
- ⑧ その他、センターのために必要と思われる事項。

#### [審議決定と承認]

##### 第 11 条

評議会は、出席者の合議により、結論を出すものとする。但し、話し合いにより結論が出ない場合には、出席者の過半数の同意により決議できるものとする。決定事項は、担当司祭の承認を経て実行するものとする。

#### [小教区総会]

##### 第 12 条

センターは、信徒全員が参加できる「センター総会」を年1回主催する。  
総会は、ブロック担当司祭団が招集し、信徒が誰でも参加すべき会で、そこでは、すでに「評議会」で決定され、奈良南部ブロック司祭団によって承認された事項についての信徒への周知の機会、また信徒が、自由に意見を述べることができる機会とする。

#### [会計監査]

##### 第 13 条

会計監査を司祭団の指名により、複数名置く。

#### 付則

本規約の制定、変更は、教区司教の認可を得て発効する。

#### 付記

本規約の教区司教の認可 2007年12月31日 発効2008年1月1日

+ ハウに 大塚喜直

